

高等教育の修学支援新制度（授業料等減免・給付奨学金）

採用候補者への授業料等納付猶予の支援について

本学では、以下の対象者が希望する場合、入学手続き時に入学金以外の「学費等納付金」の納入を2月下旬まで猶予いたします。

■対象者

- ・高等学校在学中に高等学校を通して本制度（日本学生支援機構の給付奨学金）を申し込み、2027年度の「採用候補者」に決定している方、もしくは決定を待っている方

※日本学生支援機構のスカラネットでの申請を完了し、**16桁の受付番号**を持っていることが必要です。

※日本学生支援機構の貸与奨学金のみ申し込んだ方は、本件の対象ではありません。

■対象となる選抜制度

- ・出願の締め切りが2026年12月までの選抜制度

■納付猶予の支援を希望する場合の手続き方法

- ・出願時に次のAとBの両方を大学に提出してください。

A.「授業料等納付猶予申請書」（本学指定用紙）

B.「令和9年度大学等奨学生採用候補者決定通知【提出用】」（※1）の**コピー**（※2）

（※1）高等学校経由で交付される日本学生支援機構が発行する通知書です。

（※2）原本は入学後の手続き時に必要です。出願時には必ず「**A4サイズのコピー**」を提出してください。

- ・手続きの詳細は、対象となる選抜制度の「2027年度入学試験要項」をご確認ください。

玉川大学入試情報サイト 入試 Navi
https://www.tamagawa.jp/uni_admission/examination/



■入学手続き時における支援の内容

- ・入学金以外の「学費等納付金」の納入を2月下旬まで猶予します。
- ・2月下旬の納入時に、日本学生支援機構にて採用候補となった給付奨学金の支援区分に応じて、半期分の授業料減免額を差し引いた授業料を納付してください。

■注意事項

- ・「入学金」の納入については、授業料等納付猶予を希望する場合でも猶予の対象とはなりません。各選抜制度で定める入学手続き締切日までに納入してください。納入した「入学金」は本学に入学後、支援区分に応じた入学金減免額を還付します。
- ・給付奨学金が不採用となった場合は、指定された期日までに学費等納付金を一括または分納にて納入してください。
- ・本学入学後、指定された期日までに「令和9年度大学等奨学生採用候補者決定通知【提出用】」の原本と必要書類を大学に提出する必要があります。

■高等教育の修学支援新制度および日本学生支援機構奨学金に関するお問い合わせ

玉川大学 学生支援センター JASSO 奨学金・留学支援デスク
042-739-8448（月～金曜日 8:30～17:00）